

印章と花押

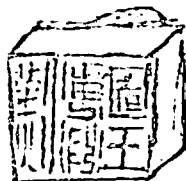
越谷市立大相模中学校 加藤 幸一

〔印章〕

印章とは印判ともいい、俗には印、判、判子などとも呼ぶ。文章を権威づけ保証をあたえるものである。

1. わが国の最古の印章 — 志賀島の金印 —

わが国最古の印章は、志賀島で発見された「漢委奴国王」と刻まれた金印である。江戸時代の天明4年(1784年)に福岡県の博多湾の志賀島で百姓甚兵衛がみつけた。方2.3cm、厚さ1cm、



全高2.2cm、重さ109gの金製の印。中国の後漢の正史「後漢書」の倭国に関する部分の中に建武中元2年(57年)

倭(日本)の国の一帯南にある奴国(現在の博多あたり)から使者が貢物を持ってきた。漢の皇帝光武帝はこれに対して金印を与えたと記載されている。この時の金印と推定されている。



この頃の印章は封に用いた粘土(封泥という)の上に押すためのものである。封泥とは文書や器物を封緘するための泥塊で、官印や私印が押してある。中国で戦国時代から唐代ごろまで使用された。中国の戦国時代(紀元前402年から紀元前221年)には貴重品を収めた箱・袋などに、秦・漢の時代には木簡(文書などを書きしるした薄く細長い木の札)の文書に用いられた。

2. 古代の印章

ア. 官印

当時の官印には内印(方3寸、当時の1寸は2.97cm)・外印(方2寸5分)・諸司印(方



2寸2分)・諸国印(方2寸)の4種がある。内印は「天皇御璽」と外印は「太政官印」と刻まれている。諸司印は太政官の部下である8省(中務省・式部省・治部省・民部省・兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省)な

どの諸役所の印。諸国印は 諸国の国府(府中ともいい、国司のいた役所)の印で 印文は「～国印」と刻まれている。印肉は 赤丹(赤色の土)を用いた。

イ. 私印

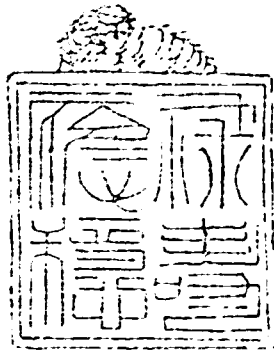
奈良時代には 有力貴族の家印、寺社印(寺院や神社の印)なども作られたが 私人はふつう自署(自分で署名すること)した。文字が書けないため 自署できない庶民は「画指」がおこなわれた。画指については後で述べる。

3. 戦国時代の印章

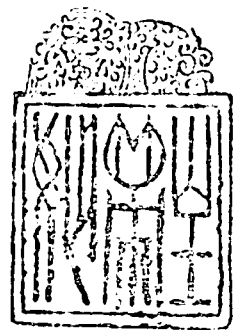
戦国時代とは 応仁の乱から 織田信長が室町幕府を滅ぼして天下統一にのり出すまでの約100年間の時代をいう。実力でのしあがってきた戦国大名が自分の支配地 領國の支配をかためるとともに 領地をひろげようとして戦いをくりかえした戦乱の時代であった。この戦乱の世に活躍した戦国武將は 正式な時に使う「花押」の他に いろいろな形の印章を使い始めた。関東の三雄として対立していた武田信玄(甲斐國の戦国大名)、北条氏康(相模國の戦国大名)、上杉謙信(越後國の戦国大名)が使用していた印章は それぞれ 龍の印、虎の印、獅子の印として有名である。



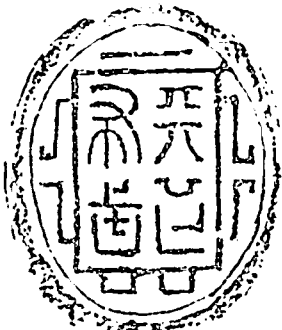
竜の印



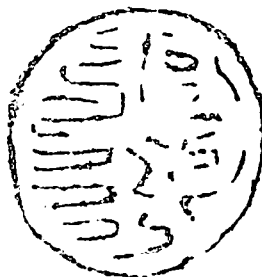
虎の印



獅子の印



天下布武の印



系印(朱印)



桶徳印(朱印)

4. 近世の印章

ア. 安土・桃山時代

織田信長の天下布武の印、豊臣秀吉の糸印(朱印である)、徳川家康の梅徳印(朱印である)が有名。

イ. 江戸時代

江戸時代は花押よりも印判(印章)の方が一般的になった。武士は印肉として朱肉や黒肉を使って朱印や黒印がみられたが庶民は朱印は用いられなかった。庶民も印判を持つようになったのであるが、持ちあわせのない時は爪印を押した。

[花押]

花押の押とは署名という意味で花のように美しく書いてある署名(サイン)ということである。署名の代わりに書く一種の記号である。自己の名乗りを楷書体で書いた場合を自署、草書体(くずした字体)で書いた場合を草名という。草名がさらに判読できない程度に凶案化、記号化されると花押と呼ばれるのである。なお名乗りとは、公家や武家の男子が元服(今日でいう男子の成人式にあたる。年齢は11歳から16歳ごろが多かった。この時、初めておとなの服を着、冠をかぶった。)に際して幼名や通称のほかに新しくつける名で、実名となる。通称藤吉郎に対して秀吉と名乗ったり、幼名牛若丸に対して義経と名乗る類である。

花押のことを書判とも言う。

1. いろいろな花押

ア. 草名体

名乗り(元服後の実名)の漢字を草書体風にくずして作ったもの。右の花押は藤原佐理の名乗りの「佐理」の2字を縦にならべてくずした草名体の例。特に平安時代から鎌倉時代に公家の間で用いられた。



草名体
藤原佐理

イ. 二合体

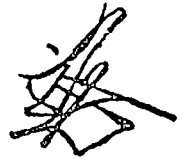
名乗りの2字の各一部分を組み合わせてくずして作ったもの。右の花押は ^{みなと}源頼朝の^{とら}頼の^の篇の^の東」と朝の^の芳の^の月」とを合わせてくずした二合体の例。二合体は鎌倉から室町にかけて武家などにみられた。



二合体
源頼朝

ウ. 一字体

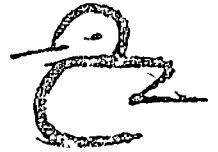
好きな一字を選んでそれをくずして作ったもの。右の花押は足利義満の「義」をあらわした一字体の例。室町時代に特に公家の間で流行した。



一字体
足利義満

エ. 別用体

名乗りと関係のない別の形を用いたもの。右の花押は ^{よし}三好政康の例。戦国時代から安土桃山時代にかけて武家の間で流行した。



別用体
三好政康

オ. 明朝体

明の太祖の創始になるとの伝えがあるためこう呼ばれる。上下にそれぞれ横線が引かれているのが特徴。家康の花押は ^{えいそく}永禄8年(1565年)ごろ形がきまり、その後、代々の将軍も明朝体を用いたため世間ではこの明朝体を ^{ていせん}徳川判とも呼んだ。江戸時代の武家の花押はほとんど明朝体である。



明朝体
徳川家康

2. 略押

文字の書けない庶民は爪印・筆軸印などを用いる他、名前の下に「〇」「×」「エ」「S」「G」のような簡単な形をかいて花押に代用した。これを略花押、あるいは略押という。

〔その他〕

1. 画指

古代の奈良・平安時代にみられる。文字が書けない者が自己の人さし指の形状の特徴を示して自己の署名

山田太郎
加藤幸一



の代用としたもの。文字の書ける者に自分の姓名を書いてもらい、その横側か少し下の方などに普通左手(女子は右手)の人さし指の先端・末端と関節2箇所を点で示した。この4つの距離点の間にこれらの点を線で結んだものもある。

中世(鎌倉〜室町時代)になると画指にかわって爪印が現われ画指はみられなくなる。

2. 爪印

指先に墨をつけ文書の自分の名の下に花押または印章の代わりに押して証とするもの。平安末期から始まり江戸時代にさかんとなる。爪判・判印などともいう。

江戸時代、庶民も多く印判をもつようになったが、もろあゆせがない時には爪印を用いた。また、三行半の離婚状には爪印がみられる。

三行半...江戸時代、庶民の間で夫から妻に出す離婚(離婚のこと)状の俗称。たったの三行半で書いて離婚できたことからこう呼ばれた。

武士の離婚は上役への届け出によって成立し、夫から妻あての書類は不要であった。このように離婚の権限は夫にあった。

3. 手印

手のひらに墨などを塗って押しつけた印。文書に手の形を押しつけて後日の証とした。手形ともいう。このページの文書に押されているのが手印である。

4. 筆軸印(筆印ともいふ。鎌倉時代から江戸時代半ば前までみられる)

花押の書けない者が、花押の代わりに筆の尻に墨や赤色をつけて押した。画指や略押と同じ意味あいのものである。

山	山	山	山
田	田	田	田
太	太	太	太
郎	郎	郎	郎
の	。	◎	◎